

糸魚川市スポーツ協会激励金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、糸魚川市スポーツ協会（以下「本会」という。）の規約第4条に基づき優秀な団体及び個人に対し、激励金を交付するため必要な事項を定める。

(交付の条件等)

第2条 次に掲げる事項により申請のあった者に激励金を交付する。

- (1) 県大会予選を勝ち抜き、ブロック大会以上に出場する団体または個人。
- (2) 県内で普及している種目において、県選抜の一員として全国大会以上に出場する者。
- (3) 都道府県が3割以上出場しない全国大会は、交付対象としない。ただし、ブロック予選のある大会は除くものとする。

(交付の範囲)

第3条 交付できる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本会の加盟団体または加盟団体に所属している個人。
- (2) 両親、または祖父母が市内に在住し国際大会に出場する者。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額等は、次の表に掲げるとおりとする。

	区 分	対 象	金 額
個人	①ブロック大会に出場する場合	登録選手	1人 3,000円
	②全国大会に出場する場合	(監督・コーチは人数に入れない)	1人 5,000円
	③国際大会に出場する場合		1人 20,000円
団体	①ブロック大会に出場する場合	人数に3,000を乗じた額 ただし、30,000円を上限とする。	
	②全国大会に出場する場合		人数に5,000円を乗じた額 ただし、50,000円を上限とする。
	③国際大会に出場する場合	理事会で決める。	

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする個人または団体は、糸魚川市スポーツ協会激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、大会の開催日前日までに本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 大会開催要項。
- (2) 大会参加申込書またはそれに代わる氏名、ふりがな、住所、連絡先、生年月日、所属を記載した書類。

(交付決定)

第6条 会長は前条により申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し激励金を交付すべきと認めたときは、激励金を速やかに交付するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は大会終了後速やかに糸魚川市スポーツ協会激励金交付実績報告書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(取り消しと返還)

第8条 会長は申請者が次の各号に該当するときは、激励金の交付決定を取り消し、激励金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、激励金を受けたとき。
- (2) 自己都合により、交付後、大会等に出場しなかったとき。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正する。

平成24年4月1日一部改正する。

平成30年4月1日一部改正する。

平成31年4月1日一部改正する。